

障害者虐待防止法関連事業費

事業評価個票（事業実施：平成30年度）					部局名	健康福祉部		
短期アクションプラン	テーマ	テーマ2 いのちと暮らしを守る安全安心な社会の構築						
	施策	施策5 暮らしの安全・安心の確保						
	目的	犯罪や交通事故など、暮らしに関する不安や危険を払拭するための取組みを強化し、県民の生命、財産を守る。						
	目標指標(R2)	刑法犯認知件数	令和2年度までに4,896件未満					
	策定時の実績	4,896件(H28年度)	現状	4,896件(H28年度)	主要事業	虐待等対策の強化		
事業名	障害者虐待防止法関連事業			担当課・担当	障がい福祉課 障がい福祉支援担当			
事業開始年度	平成24年度			事業終了(予定)年度	未設定			
事業の目的 (目指す姿を3行程度で簡潔に)	障がい者に対する虐待を防止するため、障害者虐待防止法の周知を図り、地域における協力体制の整備や支援体制の強化など、障がい者虐待防止の体制整備促進を図る。							
事業概要 (5行程度で簡潔に)	<p>○障害者虐待防止法の周知 障害者虐待防止法の制度や相談窓口等について県民に周知を図るため、障がい者虐待防止についてのパンフレットを作成し、配布する。</p> <p>○障がい者虐待防止のための体制整備 障がい福祉施設等従業者及び市町村等担当職員向けに、障がい者虐待防止・権利擁護研修を開催する。</p> <p>市町村・労働局等関係機関との連絡協力体制の強化を図るため、連絡会議を開催する。</p> <p>山形県高齢者・障がい者虐待防止県民会議において、高齢者及び障がい者の虐待防止に向け連携を図っていく。</p>							
実施方法	<p>■直接実施    ■委託・請負(研修)    □補助    □負担    □交付    □貸付    □その他</p> <p>上記実施方法とする理由：県が主体的に取り組むべき事業のため、直接実施する。研修のみ外部団体のノウハウが必要なため委託する。</p>							
予算額・決算額 (単位:千円)	費目(予算見積書のグループ名)	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度		
	障害者虐待防止法関連事業費	833	844					
	センター設置費(事務費)	196	196					
	センター設置費(人件費)	2,340	2,341					
	センター設置費(人件費負担金)	5	5					
	国庫返戻金	0	0					
	計	3,374	3,386	0	0	0		
財源内訳 (単位:千円)	国庫支出金	431	420					
	繰入金	-	-					
	その他特定財源	274	274					
	一般財源	2,669	2,692					
	計	3,374	3,386	0	0	0		
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標		単位	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
	障がい者虐待防止・権利擁護研修参加者数	活動実績	人	111	139			
		当初見込み	人	165	165	165	165	-
成果指標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標 (所管部局の分析)		単位	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
	山形県内で発生した障害者虐待件数 ※( )内は、うち福祉施設従事者等による障害者虐待(研修を開催し、障がい者虐待防止のための体制整備促進を図ることで、山形県内の障がい者虐待件数を0件にする)	成果実績	件	1	3			
		目標値	件	0	0	0	0	0
		達成度	%	0%	0%			
関連事業								

事業目標の考え方(事業目標設定時)

障害者虐待防止法が平成24年10月に施行され、障がい者への虐待を防止するための地域における協力体制の整備やその周知、支援体制の強化や取組、障害者虐待防止法の周知や障がい者虐待防止のための体制整備促進が求められている。  
平成24年度から、障がい者虐待の問題について障がい福祉サービス事業所従事者の理解を深めるとともに、行政機関等の専門性の強化を目的として、山形県障がい者虐待防止・権利擁護研修を開催しているが、本県の障がい者虐待は毎年発生している状況である。よって、引き続き当該研修等を行い、障がい者虐待防止のための体制整備促進を図ることで、山形県内の障がい者虐待件数を0件にすることを目標とする。

事業所管部局による評価・検証

	項目	評価	評価に関する説明
事業目標の妥当性・達成度	事業の目的は県民や社会のニーズを的確に反映しているか。	A	障害者虐待防止法では、地方公共団体は、障害者虐待の防止及び虐待を受けた障害者の保護等が専門的知識に基づき適切に行われるよう、障害福祉サービス事業所等従事者の資質向上を図り、関係機関の職員の研修等必要な措置を講ずるよう努めなければならないと規定されており、県が当該事業を実施することは妥当である。成果については、件数は少ないが、平成29年度、平成30年度と障がい者虐待の事案が継続して発生しており、虐待件数0件は達成できていない。
	明確な政策目的(成果目標)の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。	A	
	目標水準は妥当か。	A	
	期待する成果が得られたか。	B	
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	A	
事業内容の妥当性	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	B	事業経費については、業務実施に必要不可欠な費用に限定して、事業を実施している。活動実績(研修受講者数)については、平成30年度の見込み165人に対し、実績は139人(84%)に留まった。30年度は、会場の変更やこまめな声掛け等により、29年度と比較して参加者数を増加させることは出来たが(H29比28人増加)、見込み達成のため、更なる取組が必要である。
	支出先の選定は妥当か。	A	
	受益者との負担関係は妥当であるか。	A	
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	A	
	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。	A	
類似の事業がある場合、他部局等と適切な役割分担を行っているか。	A		
の役割分担	市町村、民間等に委ねることができない事業なのか。	A	障害者虐待防止法において、地方公共団体の責務と規定されており、また、研修参加者は県内全域が対象となるため、県が実施することが妥当と考えられる。
今改善の課題	研修参加者数を増加させるため、令和元年度から研修開催回数を増やし、参加者が参加しやすい取組を推進していく。		

・事業所管部局による評価にあたっては、以下の4つの選択肢から、1つを選ぶこと。

A: 目標を上回って達成する見込み。期待通りの成果(100%以上)。妥当。

B: 目標を概ね達成する見込み。概ね期待通りの成果(80~99%)。概ね妥当。

C: 改善の余地あり。期待した成果を下回っている(79%以下)。

ー: 該当しない